

適 格 消 費 者 団 体
 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
 理 事 長 朝 見 行 弘 様

北九州マラソン実行委員会
 会 長 北 橋 健 治

回 答 書

2019 年 8 月 28 日付け消費者支援機構福岡発 2019-035 号の申入れに対して、以下の通り回答します。

	指摘箇所	変更後
①	(申込規約) (1) 主催者は疾病や紛失、その他事故に際し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。	主催者は、主催者の責によらない疾病や紛失、その他の事故等に関し、応急処置を除いて一切の責任を負いません。ただし、主催者の加入する保険の範囲内での補償を行います。
②	(申込規約) (4) 地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疫病等主催者の責によらない事由による中止の場合、参加料・手数料・ニックネーム入りナンバーカードの料金、スポーツ振興募金の返金は原則として行いません。	地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等主催者の責によらない事由による中止の場合、実際にかかった費用等を勘案して返金の有無・金額等を決定します。
③	(申込規約) (5) 過剰入金・重複入金の返金はいたしません。	削除
④	(スポーツ振興ランナー(ふるさと納税)枠) ※入金後の「参加料」「手数料」「寄付金」「ニックネーム入りナンバーカードの料金」の返金はいたしません。	削除

上記については、次年度以降の大会にて規約改正を検討し、今年度は趣旨に沿った対応をいたします。

また、契約当事者は、北九州マラソン実行委員会（代表：実行委員会会長 北橋健治、住所：北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市役所 2 階スポーツ振興課内）です。